

0912 弁護士マイスター勉強会 民事再生レジュメ

第一 手続選択時の聴取事項と注意点

1 民事再生に共通する聴取事項

ア 開始原因となる事実(法 21 条 1 項)

21 条 1 項 債務者に**破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれ**があるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続き開始の申立てをすることができる。債務者が**事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない**ときも、同様とする。

⇒債務者の資産・収入の状況/負債の状況(債権者の数とその属性)/当面(約半年間)の資金繰りの見込み等を聴取する必要がある。

イ 再生計画の履行可能性(法 174 条 2 項 2 号)

法 174 条 2 項 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、**再生計画不認可の決定**をする。

二 再生計画が遂行される見込みがないとき。

⇒民事再生においては、債務者の収入を基に**原則 3 年で分割弁済**することを内容とする再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて計画を履行することにより残債務が免除される。

そして、計画遂行の見込みがない場合には、再生計画は不認可となり、破産手続に移行する。したがって、アでの聞き取りをふまえ、暫定的に、返済の目途が立つかを試算する必要がある。

ウ 清算価値保証原則～破産手続における生産配当率を上回る弁済の確保

⇒再生手続では、破産手続による清算配当見込み額を下回らない弁済をすることが求められる(法 174 条 2 項 4 号参照、「再生債権者の一般の利益に反する」とは、破産手続の方が多くの配当が期待できる場合をいう)。

⇒債権額と債務額を照らしあわせ、申立ての時点で清算した場合のおおまかな配当

額を算出し、これよりも高い配当計画を策定する必要がある。

2 個人再生手続の場合～個人の場合の 3 つのオプション～

(1) 小規模個人再生(法 221 条 1 項)～個人の原則形態～

ア 要件

①再生債務者が「将来において継続的に又は反復して収入を得る見込み」がある
個人であること(法 221 条 1 項)

②再生債権総額が 5000 万円以下であること(法 221 条 1 項)

イ 想定聴取事項

仕事はしているか？/収入は、手取りでどのくらいか？/あと何年位働けるか？
どのような所から、借り入れをしているか？(カードローン、信販会社、消費者
金融等)/それぞれの額は？/収入から、どの程度の額を返済に充てられるか？

ウ 注意点

①個人再生委員の選任

東京地裁の場合、破産の場合の管財人と同様に、個人再生委員の選任、監督を
受ける(これ以外の地域の場合には、選任されないことも多い)。その際、再生
委員の報酬として、15 万円の予納を求められる。

②最低弁済額要件(法 231 条 2 項 3 号、4 号)の存在

再生計画を策定する場合、基準債権額(手続内で確定した債権から住宅資金貸付
債権、別除権の被担保債権、再生手続開始後の利息・費用を除いた債権額)の額
に応じて、最低限弁済しなければならない額が決められている。

基準債権総額 100 万円未満：全額、100 万円以上 500 万円未満：100 万円、500 万円以上 1500 万円未満：5 分の 1、1500 万円以上 3000 万円未満：300 万円、 3000 万円以上 5000 万円以下：10 分の 1

③債権者の同意

小規模個人再生の場合には、再生計画に関し、債権者の頭数の半数以上かつ議
決権総額の半数以上の同意が必要である(法 230 条 6 項)。

⇒債務名義を有する債権者等は反対する可能性がある

(2) 給与所得者等再生(法 239 条 1 項)～債権者の同意は不要(法 240 条 1 項)～

ア 要件

①小規模個人再生の二要件(上述)

②債務者が「給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある」こと

③その額の変動の幅が小さいと見込まれること

⇒具体的には、おおむね 20%の変動幅の中に納まる場合と解される(法 241 条 2 項 7 号イ参照)

イ 想定聴取事項

勤め先から給与を貰っているか? /ここ数年で、その額に変化があったか? /契約形態はどのようになっているか?

ウ 注意点

・計画における弁済総額が、可処分所得の二年分以上の額である必要がある(法 241 条 2 項 7 号)。

⇒可処分所得の 2 年分の額が最低弁済額基準(上述)を超える場合には、弁済額が大きくなってしまうため、この手続を利用する場合には、可処分所得のシミュレーションを行っておく必要がある。

(3) 住宅資金特別条項(法 198 条 1 項)～自宅を手放したくない場合～

⇒民事再生においても、抵当権は別除権として手続外で行使されうるため、自宅に住宅ローンによる抵当権が設定されている場合には、抵当権実行により自宅を失う可能性が高い。

⇒再生計画に住宅ローンの支払に関する特別条項を設けることで、抵当権実行を免れ、自宅を守ることができる。

ア 要件

① 床面積の 2 分の 1 以上がもっぱら自己の住居用である住宅を所有していること(196 条 1 号)

- ② ①の住宅の建設・購入に必要な資金等の貸付けに係る分割払いの定めのある再生債権であること
- ③ ②の債権又はこれの保証債務に係る債権を被担保債権とする抵当権があること
- ④ ③の抵当権が、「住宅」に設定されていること
- ⑤ 「住宅」に、住宅ローン抵当権以外の担保権が設定されていないこと(198条1項但書前段)
 - * 当該担保権実行のおそれがない場合には、例外的に認められる場合有り
- ⑥ 住宅以外の不動産にも住宅ローン抵当権が設定されている場合には、当該不動産に後順位抵当権が存在しないこと(198条1項但書後段)

イ 想定聴取事項

マイホームはあるか？/マイホームのローンは残っているか？/住宅ローンを組んだ金融機関の抵当権はあるか？(不動産登記簿謄本を確認)/マイホームを担保に、ローンを組んだ金融機関以外から借り入れをしたことはあるか？/マイホームに住み続けたいか？

ウ 注意点

- ① 当該再生計画の認可要件は、他の個人再生の場合より厳格である(法 202条2項二号「再生計画が遂行可能であると認めることができないとき」)
- ② 住宅ローン債権については、原則として元本・利息・損害金のカットが認められない。
- ③ 再生計画においては、主として弁済期の繰り下げ(リスケジュールリング)による分割弁済の計画を策定することになるが、弁済期限の延長は最長 10 年内であり、かつ、支払の最終日に債務者が 70 歳を超えないことが要求される。
- ④ 住宅の所有権等を失うことになると見込まれる場合には、再生計画が不認可となる(法 202 条 2 項 3 号)。

3 法人再生の場合～事業の再建が可能か～

⇒法人の場合、通常再生の手續に服することになる。

(1) 視点 1：営業利益を黒字化できるか

⇒再生計画が迫行される見込みがないときは、再生計画は不認可となる(法 174 条 2 号)。

☆想定聴取事項

事業内容は何か？/従業員は何名か？/生産設備はあるか？/その評価額は？/営業利益の赤字額はどの程度か？/赤字の部門を閉鎖するなどして、黒字化の見通しがあるか？/人件費や税金の支払は確保できるか？(公租公課・労働債権は免除されない)/しばらく通常取引が困難となっても、営業を続けられるか？

(2) 視点 2：債権者が再生計画に同意する見込みがあるか

⇒債権者集会での同意を経なければ、再生計画は認可されない

☆想定聴取事項

債権者から、何か要望を聞いているか？/債権者の社長に対する評価は？/最悪の場合、会社の経営を第三者に任せる覚悟はあるか？

第二 民事再生手續の見通し

☆民事再生手續の標準スケジュールの目安(東京地裁の場合)

日付(目安)	法人再生(通常再生)の場合	日付	小規模個人再生の場合
9月14日	申立て・予納金納付/弁済禁止の保全処分発令/従業員への説明、債権者宛てに申立ての連絡/監督委員との面談	9月14日	申立て・予納金納付
9月15日	債権者説明会の開催(会社主催)		
9月17日	裁判所、監督委員との打ち合わせ		
9月18日	裁判所より開始決定発令	9月28日	開始決定

10月18日	債権者による債権届出期限	10月19日	債権届出期限
11月18日	財産評定(開始決定時点での資産と負債の実態)の報告書・125条報告書・再生計画案草案提出/打ち合わせ(第2回)	11月2日	報告書(法124条2項、125条1項)の提出期限
11月26日	債権認否(債権者の届け出た債権額と会社の把握する負債額の一致確認)期限		
12月19日	再生計画案(会社がどのような事業計画で、いつ、どれくらい返すのかの計画案)提出期限/打ち合わせ(第3回)	12月下旬	再生計画案提出期限
1月上旬	債権者に再生計画案、監督委員の意見書、議決票を送付	1月上旬	書面による決議に付する旨の決定
2月下旬	債権者集会(裁判所主催)再生計画認可決定(法172条の3)	2月中旬	回答書提出期限
3月下旬	認可決定の確定	3月上旬	再生計画の認可決定
4月～	計画に基づく弁済開始	4月～	計画に基づく弁済開始
確定後3年	再生手続終結(法188条2項)		

☆申立てから開始決定までの期間は1週間以内(法人)～2週間(個人)、申立てから認可決定までの期間はおおむね5か月～6ヶ月

☆予納金等の額

- ① 申立手数料 1万円(収入印紙)
- ② 裁判所予納金 1万1928円(官報公告費用)
- ③ 予納郵便切手 1600円分(80円切手×15枚、20円切手×20枚)
- ④ (監督委員・個人再生委員選任の場合) 委員の報酬(分割納付可)